

整理

復第  
九三  
號

新初任給の適用日等について

第一復員局 文書課長 美山 雪藏

昭和廿壹年拾月拾六日

首題の件に関して別紙の通り大藏省給與局長から通牒があつたから承知願ひたい

別紙

給第  
八一號

昭和二十一年十月十日

大藏省給與局長

第一復員局經理部長殿

新初任給の適用日等について

官吏の初任給及び雇傭人等の初給の適用日並に復員者の新俸給への切替日等は左記の如く取扱ふこととするから右によつて取扱はれたい

1021

官厅職員給與制度改正実施要綱第三の三の初任級及び雇傭人等の初給に関する規定は本年九月十九日(本年勅令第四三五号施行日)以後任用又は採用の者に適用すること

二、本年七月一日より九月十八日迄の間において官吏に任用せられた者又は雇傭人等に採用せられた者の給與は官厅職員給與制度改正実施要綱第三の五のノンのスに準じて措置すること

三、各府職員から召集せられ内地(樺太を除く以下同じ)外に在る者が本年七月一日以後内地(又は引揚日)に帰還した者の新俸給への切り替日はその者の内地(上陸日)によらないで召集解除日とすること

一復第五五七號

復員官署（含地方世話部）一般

經理事故防止について

昭和二十一年十一月九日

第一復員局文書課長

經理事故の防止については從來共周到なる指導と監督を行つてゐることと思ふが最近某所で別紙の様な經理事故が發生した其の原因は

1出納官吏の現金の保管が放漫であつたこと

2業務の實行が便宜主義に流れて規定通り行はれてゐなかつたこと

3部下を過信し監督が不充分であつたこと

等に起因してゐると思はれる終戦後に於ける國民一般の道義心の頽廢は  
尚ほこの種事故の發生を謀、想せられるから當事者はより一層の注意を拂ひ  
之が防止に努めると共に上司の監督指導についても特に配慮せられ度命  
により通牒する

別紙

其の一

某地方電話部の出納官吏の助手としてゐた事務官は帰還者から提出された資料によって受領證を作製し之を出納官吏に廻付してゐたが、屡々自己の作製した受領證により出納官吏より現金を受領し出納官吏にて代て債主に支拂ふをしてゐたことを奇貨とし本年四月十九日に亘る間に帰還者の名を偽り或は架空の人名等を用ひて受領證印鑑等を偽造してはおうて出納官吏より現金及小切手で五萬四阡余円を詐取した。

其の二

某地方電話部の出納官吏が諸支拂を實施中他の用事の爲部下の雇員に対して細部の喫煙をする事なく現金十五萬円余を渡し之が保管

及支拂を委託し席を離れた。該雇員はその中より若干の支拂を一帰  
還したが納官吏に之を返還した。出納官吏は受領の際点検した處七  
千余円不足であるとを発見した。当時は不足の原因不明であり爲別段  
の措置を講じなかつた。その後調査の結果盜難と判明したが上司に報告搜  
索に至りし時に日曜出納官吏の出張等で数日を隔ててから爲発見出  
来る次第。

1025

總法第七號

第一 復員官署（除地方世話部）一般

同監寵業等の場合における船船又は給料の支給方について

昭和二十二年一月三十一日

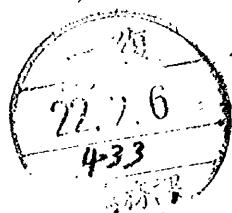
第一 復員局 經理部長

標記の件につき大藏省給與局長より別紙の通り遷謫があつたからこれを追

知する

別

紙



1026